

熊本県林業・木材産業改善資金貸付要項

(目的)

第1条 県は、林業経営の改善若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することを支援するため、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）の定めるところによるほか、この要項の定めるところにより林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付ける。

(貸付限度額並びに償還の期間)

第2条 林業・木材産業改善資金の貸付金の一林業従事者等ごとの限度額は、個人にあつては1,500万円、会社にあつては3,000万円、会社以外の団体にあつては5,000万円（木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ1億円）とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議をして定めた額とする。

2 林業・木材産業改善資金の貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、次の表の左欄に掲げる場合にあつては、それぞれ右欄に掲げる償還期間及び据置期間とする。

貸付内容	償還期間 (据置期間)
一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (3年以内)
二 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主が当該認定に係る計画に従って同項に伴う改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合	15年以内 (3年以内)
三 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号ロの措置を実施するのに必要な同法第13条第2項に規定する資金を借り入れる場合	12年以内 (5年以内)

四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる措置を実施するのに必要な同法第 9 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
五 公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 10 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 12 条に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (3 年以内)
六 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第 4 項第 2 号の措置を実施するのに必要な同法第 10 条第 2 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)
七 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）第 9 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な同法第 11 条第 1 項に規定する資金を借り入れる場合	12 年以内 (5 年以内)

（借受資格）

第 3 条 林業・木材産業改善資金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げるものとする。

- (1) 林業従事者たる個人
 - (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）
 - (3) 前 2 号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）
- 2 借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

（貸付資格の認定）

第 4 条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、知事による貸付資格の認定を受けなければならない。

- 2 貸付資格の認定を受けようとする者は、林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（別

記第1号様式。以下「認定申請書」という。)をその者の住所地又は主たる事務所の所在地(以下「住所地等」という。)をその担当地区内に含む森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第1項第2号の事業を行う木材事業協同組合であつて、法第14条に規定する事務委託機関から当該事務の一部を再委託された者(以下「事務再委託機関」という。)を経由して知事に別に定める部数を提出するものとする。ただし、その者の住所地を含む事務再委託機関がない場合、又はその者が事務再委託機関の構成員でない場合にあつては、法第20条第1項の事務委託機関を経由して知事に提出することができる。

- 3 前項の規定による認定申請書の提出を受けた事務再委託機関又は事務委託機関は、貸付資格認定の申請をした者(以下「認定申請者」という。)の住所地等を管轄する地域振興局長に当該認定申請書を送付するものとする。
- 4 地域振興局長は、前項及び次項の規定による認定申請書の送付があつたときは、当該認定申請書に意見書(別記第2号様式)を添え、知事に送付するものとする。
- 5 認定申請者は、やむを得ない理由により認定申請書を事務再委託機関又は事務委託機関に提出することが困難であると知事が認めるときは、直接地域振興局長に認定申請書を提出するものとする。
- 6 知事は、林業・木材産業改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、認定申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、別に定める林業・木材産業認定・貸付審査会の意見を聴いて、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。
 - (1) 新たな林業部門の経営の開始(従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。)
 - (2) 新たな木材産業部門の経営の開始(従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。)
 - (3) 林産物の新たな生産方式の導入(先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。)
 - (4) 林産物の新たな販売方式の導入(従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。)
 - (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入(林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。)
 - (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入(林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。)
- 7 知事は、前項の規定による認定に当たっては、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、林業・木材産業改善措置に係る事業(以下単に「事業」という。)

が、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付後3か月以内（森林施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間）に完了すると見込まれるものであることを勘案するものとする。

- 8 知事は、貸付資格の認定をした場合には、林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（別記第3号様式。以下「資格認定書」という。）を申請者に交付するとともに、その旨を地域振興局長並びに事務再委託機関及び事務委託機関（以下「委託事務処理機関という」。）に通知するものとし、認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者、地域振興局長及び事務委託処理機関（認定申請書が直接地域振興局長に提出された場合にあつては、地域振興局長）に通知するものとする。

（県による貸付け）

第5条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で、県から直接貸付けを受けることを希望するものは、認定申請書と併せ、林業・木材産業改善資金貸付申請書（別記第4号様式。以下「貸付申請書」という。）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、貸付申請書の提出を受けたときは、貸付資格の認定審査と一体的に審査し、別に定める林業・木材産業認定・貸付審査会の意見を聴いて貸付けの決定を行うものとする。
- 3 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（別記第5号様式）を資格認定書と併せ申請者に交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 前条第2項から第5項まで及び第8項の規定は、貸付けについて準用する。この場合「貸付資格の認定」は「貸付け」と、「貸付資格認定書」は「貸付決定書」と読み替えるものとする。
- 5 県からの林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。
- 6 前項の連帯保証人の数は、貸付金額に応じて別に定めるところによるものとする。
- 7 県から貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する団体である場合には、その構成員のうち当該借受けによって受益する者（その者が特定されない場合にあつては、団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 8 県から貸付けを受けようとする者は、知事が必要と認めて担保を求めた場合は、担保を提供しなければならない。
- 9 知事が必要と認めて担保を求める基準等については、別に定めるものとする。
- 10 貸付申請者は、第3項の貸付決定通知書を受け取ったときは、林業・木材産業改善資金借用証書（別記第6号様式）を委託事務処理機関を経由して知事（貸付申請書が直接地域振興局長に提出された場合にあつては、直接知事）に提出しなければならない。
- 11 知事は、借受者から借用証書の提出があつたときは、委託事務処理機関を経由して貸付金を交付するものとする。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

- 第6条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に林業・木材産業改善資金借入申込書（別記様式第7号。以下「借入申込書」という。）を提出するとともに、借入申込書の写しを添えて貸付資格認定申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、申請に係る貸付資格の認定の可否を申請者が林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関（以下この条において単に「融資機関」という。）に通知するものとする。
 - 3 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを行うために必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（別記様式第8号）を提出するものとする。
 - 4 知事は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、林業・木材産業改善資金認定・貸付審査会の意見を聴いたうえで、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行い、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（別記様式第9号）を交付するものとする。なお、貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関及び申請者に通知するものとする。
 - 5 融資機関は、知事から林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに、申請者に対し林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書（別記様式第10号）を交付するものとする。
 - 6 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（別記様式第11号）を提出するものとする。
 - 7 県貸付金の交付は、前項の支払請求を受けて行うものとする。この場合において、融資機関は、県貸付金の交付を受ける際、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（別記様式第12号）を知事に提出するものとする。
 - 8 県貸付金の利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還日に係る貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件とそれぞれ同一条件であることとする。
 - 9 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）との貸付契約を林業・木材産業改善資金借受者借用証書（別記様式第13号）により行うものとする。この場合、融資機関は当該借受者に対し、当該借用証書の特約条項を遵守させるものとする。
 - 10 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに林業・木材産業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借受者に対して既存債権の償還条件の変更等をしてはならない。
 - 11 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
 - (1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

- 12 融資機関は、県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならず、また、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく、報告をしなければならないものとする。
- 13 既に貸付資格の認定を受けている者が当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとするときの第1項の規定の適用については、同項中「を添えて貸付資格認定申請書」とあるのは、「及び資格認定書の写し」とする。

(事業実施報告等)

- 第7条 借受者は、事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（別記第14号様式。以下「実施報告書」という。）を貸付けを受けた機関（知事（この場合地域振興局長を経由して）又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）に提出しなければならない。なお、共同で貸付けを受けた場合には、実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印するものとする。
- 2 実施報告書を受理した地域振興局長は、確認調査者を任命して実施内容の調査を行わせ、「事業実施結果確認報告書（別記第15号様式）」による報告を求めるものとする。
 - 3 融資機関は、実施報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（別記第16号様式）を提出するものとする。
 - 4 実施報告書に基づく事業実施の結果が貸付けの目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、借受者又は融資機関は、その指示に従わなければならない。

(貸付資格認定の取消し)

- 第8条 知事は、貸付決定から事業が完了するまでの間に、借受者が林業・木材産業改善措置に関する計画が達成できない見込みとなった場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、林業・木材産業改善資金貸付資格認定取消通知書（別記第17号様式）により当該借受者に通知するとともに、借受者が融資機関から貸付けを受けている場合には、融資機関に対してその旨通知し、期限前償還等の所定の手続を行うものとする。

(貸付金の償還)

- 第9条 償還金の支払方法は、償還期間を1年以内とした貸付金は一時払の方法、その他のものは均等年賦支払の方法によるものとするが、据置期間を設けた貸付金にあつては、償還期間のうち当該据置期間経過後の期間において均等年賦支払の方法により償還を行うことを原則とするものとする。
- 2 知事は、償還金、繰上償還金、期限前償還金又は違約金（以下「償還金等」という。）の徴収を行うに当たっては、償還期日及び県の指定する支払期日の2週間前までに納入通知書を事務委託機関又は融資機関に送付するものとし、事務委託機関に係る貸付金については、

事務再委託機関を通じて借受者に送付するものとする。ただし、申請書を事務委託機関に提出した借受者については事務委託機関から送付するものとし、申請書を地域振興局長に提出した借受者については本人に直接送付するものとする。

- 3 前項の納入通知書の送付を受けた借受者又は融資機関は、支払期日までに償還金等を委託事務処理機関又は県に納入しなければならない。

(償還方法の変更)

第10条 借受者は、林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとする場合（次条、第12条、第13条又は第14条の規定による償還方法の変更を除く。）は、貸付決定機関に林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（別記第18号様式。以下「償還方法変更申請書」という。）を提出するものとする。

- 2 知事は、償還方法変更申請書を受領したときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（別記第19号様式）により申請者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 融資機関は、償還方法変更申請書を受領したときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書（別記第20号様式）を提出するものとし、知事は、償還方法の変更を認めた場合は、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書（別記第21号様式）を融資機関に交付し、融資機関は、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書により借受者に通知するものとする。なお、承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(繰上償還)

第11条 借受者は、繰上償還しようとするときは、林業・木材産業繰上償還通知書（別記第22号様式）を融資機関又は委託事務処理機関を経由して知事に提出するものとする。

- 2 融資機関は、林業・木材産業改善資金繰上償還通知書の提出を受けたときは、速やかに、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書を提出するものとし、繰上償還金を受領した場合には、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとする。

(事業の実施の結果により余剰が生じた場合の繰上償還)

第12条 借受者は、事業の実施の結果、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合には、速やかに、繰上償還を行わなければならないものとする。

- 2 融資機関は、前項の規定による繰上償還金を受領したときは、速やかに、県貸付金の繰上償還を行うものとし、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還通知書（別記第23号様式）を提出するものとする。

(期限前償還)

第13条 貸付決定機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、いつでも貸付金の全部又は一部につき、期限を示して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 第12条第2項の規定は、融資機関が期限前償還による償還金を受領した場合に準用する。

3 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部につき、期限を付して期限前償還を請求することができるものとする。

- (1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。
- (3) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（借受者による林業・木材産業改善資金の償還を第14条第1項の規定により猶予していたことにより、融資機関が、県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(償還猶予)

第14条 法第10条の規定により償還金の支払猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金償還猶予申請書（別記第24号様式）を償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。）の40日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、災害又は貸付けを受けた者の死亡等により40日前までに提出することが困難であると知事が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の申請手続については、第4条の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による償還猶予申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは償還金の支払猶予の決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定により償還金の支払猶予の決定を行ったときは、林業・木材産業改善資金償還猶予決定通知書（別記第25号様式）を償還金の支払猶予の申請をした者に交付するものとする。この場合における償還金の支払猶予の決定の通知については、第4条第8項の規定を準用する。

5 融資機関は、第1項の規定による償還猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、知事に対し林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（様式第26号）を提出するものとし、知事は、これを適当と認めた場合は、融資機関に林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書（様式第27号）を交付し、融資機関は林業・木材産業改善資金償還猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。

(違約金)

第15条 貸付決定機関は、借受者が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 融資機関は、借受者から違約金を徴収した場合は、徴収した金額につき、速やかに、県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

3 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は期限前償還をすべき金額を支払わなかった場合は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、償還金に関し、借受者による償還金が前条第1項の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者又はそれに代わる者による融資機関への支払の当日までの日数を、上記日数から控除することができるものとする。

(事務の委託)

第16条 知事は、この要項に基づく貸付けに係る事務（貸付けの決定、期限前償還の決定及び償還金の支払猶予の決定を除く。）の一部を熊本県森林組合連合会及び熊本県木材事業協同組合連合会（この場合において、事務の委託を受けた団体を「事務委託機関」という。）に委託するものとする。

2 前項の委託を受けた熊本県森林組合連合会又は熊本県木材事業協同組合連合会は、自己の責任において委託を受けた事務の処理をその構成員である森林組合又は木材事業協同組合に再委託することができるものとする。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）による貸付対象者)

第17条 法第3条第1項の林業従事者等（以下「林業従事者等」という。）のほか、法において林業従事者等に認められている範囲内で、農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロの林業従事者等が実施する林業・木材産業改善措置（以下「改善措置」という。）を支援するための措置（以下「支援措置」という。）を行う農商工等連携促進法第12条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）を貸付対象者とする。ただし、認定中小企業者が事業協同組合等の中小企業者の組織する団体である場合であって、当該団体の直接又は間接の構成員である中小企業者が農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業（以下「農商工等連携事業」という。）として連携先の林業従事者等に対する支援措置を行う場合には、当該団体である認定中小企業者も貸付対象者として認められる。

(農商工等連携促進法による貸付資格の認定)

第18条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする認定中小企業者は、あらかじめ国から認定を受けた農商工等連携促進法第5条第3項の農商工等連携事業計画（以下「認定農商

工等連携事業計画」という。)を申請書に添え、知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の認定を受けるものとする。

- 2 知事は、認定農商工等連携事業計画に、支援措置であって、次のアからウまでのいずれかに該当する内容が含まれる場合には、認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員（以下「認定中小企業者等」という。）の行う当該措置を改善措置とみなし、当該認定中小企業者に対し林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を行うものとする。

ア 林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得

認定中小企業者等が、連携先の林業従事者等に代わって当該林業従事者等の行う林業経営又は木材産業経営に必要な施設を設置し、又は立木を取得し、当該林業従事者等に提供することをいう。この施設は、例えば、プロセッサ、タワーヤード等の林業機械や、集成材製造施設、人工乾燥施設等の林産物の加工に用いられる機械等である。

なお、連携先の林業従事者等が団体（森林組合、森林組合連合会、森林組合の出資する子会社等）である場合には、この連携先の林業従事者等とは、その団体の直接又は間接の構成員である林業従事者等のうち当該認定農商工等連携事業を実施する者を含む（以下イ及びウにおいて同じ。）。

- イ 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下「改良等」という。）

認定中小企業者等が連携先の林業従事者等の林産物を原料又は材料として相当程度取り扱うことにより、当該林業従事者等の改善措置を支援する効果を有する加工の用に供する施設の改良等をいう。

この相当程度の具体的な判断基準については、当該加工施設において取り扱う林産物のうち連携先の林業従事者等の林産物が占める割合が事業初年度において概ね30%以上とし、農商工等連携事業計画の実施期間内に概ね過半となることとする。また、同計画を確実に実施する観点から、以下の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

- ① 連携先の林業従事者等が、農商工等連携事業を実施するために新規又は拡大して林産物を生産する場合には、認定中小企業者等は、その新規又は拡大して生産された林産物を可能な限り引き受けること。
- ② 認定中小企業者等と連携先の林業従事者等とは、安定的な取引関係を構築するため、農商工等連携事業を実施する期間は、取引契約を継続すること。

なお、①及び②の要件を満たさない場合において、法第9条第1号の貸付金の目的外使用に該当するときは、同条の規定に基づき、期限前償還を請求することがある。

- ウ 農商工等連携事業を実施する林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等

連携先の林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等のことをいう。

この「相当程度」の要件については、上記イの①及び②の規定を準用する。

(農商工等連携促進法による県の融資機関への貸付け)

第19条 農商工等連携促進法第13条第3項及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令第3条第2項により、農商工等連携促進法第13条第2項の林業・木材産業改善資金を借り受ける場合の据置期間が5年に延長されたことに伴い、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関に対する県の貸付けの条件の基準については、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）第7条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、その据置期間を6年以内とする。

(雑則)

第20条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年12月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年6月25日から施行する。